

京都市告示第 409 号

生活保護法第55条が準用する同法第51条第2項の規定により、生活保護法による指定施術者の指定を次のとおり取り消しました。

平成16年12月28日

京都市長 榎本頼兼

施術者の名称	施術所の名称	所在地	取消年月日
西原 清昭	きわみ鍼灸整骨院	左京区北白川西蔦町29丸 美ビル1F	平成16年12月24日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)